

令和 5 年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（B 日程入試）

民事訴訟法・刑事訴訟法

注 意 事 項

以下をよく読んで、間違いのないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の 3～5 ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は民事訴訟法につき 1 枚（そのⅠ）、刑事訴訟法につき 1 枚（そのⅡ）、合計 2 枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があったら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

民事訴訟法（配点 50 点）

- I 次の文章の空欄（ ア ）～（ オ ）に当てはまる最も適切な語句は何か、答えなさい。ただし、同一の記号には同一の語句が入る。

（配点 20 点）

原告と被告の間の請求が裁判所によって審理されている状態は、（ ア ）と呼ばれる。この（ ア ）によって生じる訴訟法上の効果の一つに、民訴法 142 条の二重起訴の禁止がある。二重起訴に該当するかどうかは、「事件」が同一であるか否かによって判断される。そして、「事件」が同一であるか否かは、（ イ ）の同一性と審判対象の同一性の両面から判断される。このうち、審判対象の同一性については、伝統的には、訴訟物たる権利または法律関係が同一であるか否かによって判断されてきた。しかし、近時においては、訴訟物たる権利または法律関係が異なっても、主要な（ ウ ）が共通であれば、審判対象の同一性を認めるべきとの有力な見解がある。

二重起訴の禁止は、条文では、更に「訴え」を提起することを禁止している。しかし、（ エ ）の抗弁という訴えでないものについても、二重起訴の禁止を類推すべきかについて、多くの議論がある。

提起された訴えが二重起訴として禁止されないことは、（ オ ）の一つである。（ オ ）が一つでも欠けた訴えが提起された場合、裁判所は、訴え却下の判決をする。

- II 口頭弁論の方式についての原則を 2 つ挙げなさい。

（配点 10 点）

- III 証明責任とはどのようなものか、また、証明責任はなぜ必要とされるのかについて、真偽不明に言及しつつ、5 行程度で説明しなさい。

（配点 20 点）

刑事訴訟法（配点 50 点）

- I 次の文章の空欄ア～サに当てはまる最も適切な語句は何か、空欄①～④に当てはまる最も適切な条文は何か、それぞれ答えなさい（条文を記載する際には、必要に応じて、条、項、号まで特定すること）。なお、空欄エ、オ、コについては、（ ）内に示された二つの語句のうちから適切な方を選択して答えなさい。同一の記号には同一の語句が入る。（配点 30 点）

憲法（ ① ）を受けて刑事訴訟法は、（ ア ）（ ② ）に（ イ ）（ ③ ）であれば、無令状で搜索差押えを行うことを認めている。

無令状で搜索差押えができる理由には、以前から一般に 2 つの考え方がありとされてきた。1 つ目は、（ ウ ）と呼ばれる考え方で、（ イ ）には証拠の存在する蓋然性が高く、搜索差押許可状を取ろうとすれば取れる状況だからである、というものである。（ ア ）、（ イ ）でなければならないから、被疑者が外出中のところで逮捕した場合、少し前までいた自宅を無令状で搜索することは（ エ できる・できない）。また、たとえば逮捕した後、日が暮れたので次の日の午前中に前日の逮捕の現場を無令状で搜索することは、許され（ オ る・ない）。

もう一つの考え方は、（ カ ）と呼ばれるもので、（ イ ）には証拠の存在する蓋然性が高いばかりか、（ キ ）の身体を安全をはかり、（ ク ）を防ぐ必要があるからである、という。この考え方に立つと、（ ク ）が可能な範囲の搜索が許されるだけであり、一般に、搜索が許されるのは被逮捕者の手の届く範囲であるとされることがある。また、元来、（ ク ）は（ ケ ）によるものとされてきた。しかし、（ ク ）の防止ということであれば、具体的事情によっては（ ケ ）による場合に限定する必要はないという考え方もある。この考え方に立った場合、（ ケ ）を連行したとの部屋や、逮捕場所とは別の部屋で搜索が許される可能性が（ コ ある・ない）。

以上の 2 つとは別に、無令状で搜索差押ができるのは、すでに（ ④ ）で住居権や住居の平穩の侵害等が許されているからであって、（ ④ ）の（ サ ）だからだ、という考え方もある。

Ⅱ 以下の事項に関し、関係する条文があるときはそれを指摘しつつ、各問の末尾に示された行数以内で説明しなさい。

(配点 20 点)

- 1 請求証拠開示、類型証拠開示、主張関連証拠開示（5 行）
- 2 321 条 1 項 1 号後段の「異なった供述」、同 2 号後段の「相反するか若しくは実質的に異なった供述」及び同 3 号の「犯罪事実の証明に欠くことができない」の意味（5 行）

[このページは空白です。]